



第34号(2の1)平成19年6月8日発行

児童手当の現況届は6月29日までに提出を!

現在、児童手当を受給されている方は、毎年6月1日現在の状況を確認するため現 況届の提出が必要です。現況届を提出されないと、引き続き児童手当が受給できなく なりますので、必ず6月29日(金)までに各支所健康福祉課へ提出してください。

また、児童手当の申請で却下になった方、昨年の現況届で消滅になった方で次に 該当する方および未申請の方は、新たに認定される可能性がありますので申請をし てください。(認定の可否については、審査後通知します)

- ・国民年金加入または年金未加入から厚生年金等加入に変わった方
- ・平成19年度の所得が著しく減った方
- ・扶養人数が増えた方
- ●申請に必要なもの

健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)、印鑑 ※平成19年1月1日現在、南丹市に住民登録されていない方は、前住所地の市区 町村発行の平成19年度課税証明書(または児童手当用所得証明書)を一緒に提 出してください。

◇申請先 各支所健康福祉課 TEL 園部 68-0011 八木 68-0022日吉 68-0032 美山 68-0041◇問合せ先 福祉事務所 TEL 68-0007

「ひとり親家庭いきいきふれあい事業」参加者の募集

南丹市に在住の母子・父子家庭などを対象に、親子のふれあいと参加者相互の交流を深め、子どもの健やかな成長と母子・父子家庭などの福祉の増進を図ることを目的として、「ひとり親家庭いきいきふれあい事業」を下記のとおり開催します。

- ●実施日 7月15日(日) ●行き先 「海遊館とサンタマリア・クルーズ」
- ●募集人数 約85人 ※参加者多数の場合は抽選とさせていただきます。
- ●参加費用 大 人 3,000円 中学生 2,000円 小学生 1,500円 幼 児 1,000円 ※参加費用には、交通費、入場料、昼食代などが含まれています。
- ●申込方法 6月11日(月)~29日(金)に、住所・氏名・年齢・学年・電話番号を明記の上、はがきまたは電話で下記までお申し込みください。

◇申 込 先 各支所 健康福祉課 TEL 園部 68-0011 八木 68-0022 日吉 68-0032 美山 68-0041

◇問合せ先 福祉事務所 TEL 68-0007

地域力再生プロジェクト支援事業交付金を支給します

京都府では、地域に暮らす人々が、協働して暮らしやすい魅力的な地域にするため、自分たちで考えて行動する「地域力再生活動」に対して、交付金を支給します。事業の詳しい内容などにつきましては、下記へお問い合わせください。

- ●名 称 京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金
- ●対象団体 地域住民が主体的に参画し、地域力再生に取り組む団体(営利を主とする団体や特定の政治、思想、暴力団などにかかわる団体は対象外です)
- ●対象事業 環境保全活動、子育て支援活動、共助型福祉サービス、防災・防犯活動、 地域美化活動、地域産業おこし、地域商業の活性化、農村・都市交流活動、 地域スポーツ振興、地域文化活動、地域行催事、その他特に認める活動
- ●交付(補助)率 交付対象事業費の原則3分の1以内
- ●交付限度額 ・ソフト事業・・・200万円以内
 - ・ハード事業・・・500万円以内

※上記額と合わせて、(財) 京都府市町村振興協会から別途3分の1以内に相当する額が交付されます。

●募集期間 第1回:6月11日(月)~7月23日(月) 第2回:8月31日(金)~9月28日(金)

◇問合せ先 企画情報課 企画係 〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47 番地 TEL 68−0003 FAX 63−0653 E メール kikaku@city. nantan. kyoto. jp

平成19年度固定資産税について

土地の固定資産税については、負担の均衡化を進めています。昨年度に地方税法が改正され、この仕組みの一部が変わりました。具体的には、その土地の価格に比べてこれまでの負担水準が低い土地については、次の『負担調整措置』により計算した課税標準額(税額を計算する基礎となる額)を前年度の課税標準額に加える方式となります。また、農地にかかる負担調整措置の変更はありません。なお、著しい地価下落に対応した税負担の据置措置は昨年度に廃止されました。

●『負担調整措置』

土地の税負担については、一定の負担水準(住宅用地は80%以上、住宅用地以外は60%以上)を上回る土地は引き下げや据え置きとなりますが、一定の負担水準を下回る土地は税負担を上昇させ、負担水準の均衡化を促進する措置が講じられています。

住 宅 用 地		住宅用地以外(商業地など)	
負担水準	課税標準額の求め方	負担水準	課税標準額の求め方
100%	「評価額×住宅用地特例率」	70%	「評価額」の70%まで
以上	まで下がります。	超	下がります。
80%	「前年度分の課税標準額」を	60%	「前年度分の課税標準額」
以上	据え置きます。	以上	を据え置きます。
	「前年度分の課税標準額」に		「前年度分の課税標準額」
	「評価額×住宅用地特例率」の		に「評価額」の5%を加え
	5%を加えた額となります。		た額となります。ただし、
80%	ただし、当該額が「評価額×住	60%	当該額が「評価額」の60%
未満	宅用地特例率」の80%を上回	未満	を上回る場合には60%相
	る場合には80%相当額とし、		当額とし、20% を下回る
	20%を下回る場合には20%		場合には20%相当額とな
	相当額となります。		ります。

(注)「前年度分の課税標準額」・・・前年に地目・用途変更などの異動があった場合は、前年度分の課税標準額についても、すでに異動があったものとして算定した額となります。 ※平成19年度課税標準額の算定例

・住宅用地で負担水準が80%未満の場合

平成19年度課税標準額=平成18年度課税標準額+「評価額×住宅用地特例率×5%」

・住宅用地以外(商業地など)で負担水準が60%未満の場合 平成19年度課税標準額=平成18年度課税標準額+「評価額×5%」

※<u>負担水準</u>とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対して、どの程度まで達しているかを示すもので、次の算式により求められます。

 負担水準=
 平成18年度課税標準額

 平成19年度評価額(×住宅用地特例率)
 ×100%

◇問合せ先 税務課 資産税係 TEL 68-0004 各支所 地域総務課 税政係

> TEL 園部 68-0010 八木 68-0021 日吉 68-0031 美山 68-0040

所得の申告はお済みですか?

国民健康保険税の算定や福祉医療(老人医療・重度心身障害児(者)医療・母子家庭医療・重度心身障害老人健康管理事業)の受給資格判定などは、世帯の所得に基づき、算定、審査をしますので、たとえ所得がなかったとしても、所得申告をしていただくことが必要です。所得の申告がまだお済みでない方は、各支所地域総務課税政係(転入の方は、1月1日現在の居住地)に印鑑などを持参していただき、お早めに申告をお済ませください。所得の申告は毎年必要です。

所得申告がまだお済みでない方で、所得申告が必要な方は下記のとおりです。

①前年中に何らかの収入があった方 ②前年中に全く収入がなかった方

③非課税年金(遺族年金・障害年金など)だけを受給されている方

※勤務先から給与支払報告書が市へ送付されている方や、非課税年金以外の年金 (国民年金など) を受給されている方は、申告の必要はありません。

所得の申告をされていないと、世帯の所得状況が正しく把握できないため、低所得者 世帯に対する国民健康保険税の軽減制度や、福祉医療費受給者証の交付を受けることが できませんのでご注意ください。福祉医療費受給者証の一斉更新は毎年8月に行います。

◇問合せ先 市民課 国保医療係 TEL 68-0005

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。